

(海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則の一部改正)

第百五十九条 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三条第一項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、地方運輸局若しくは海運監理部の「を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十一条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。

第十四条第一項中「第二十号様式」を「第二十号」に改める。

第十七条第一項中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第二十二條第二項中「第二十号第一項」を「第二十号」に、「同項」を「同条」に改める。

第二十号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第百六十条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「命令」を「国土交通省令」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「副署」を「副署」に改める。

(海洋汚染防止設備型式承認規則の一部改正)

第百六十一条 海洋汚染防止設備型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

第二十二條中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、地方運輸局若しくは海運監理部の「を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十一条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。

第二十七條中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則別表第三」に改め、地方運輸局若しくは海運監理部の「を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十一条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。

第二号様式中「副署」を「副署」に改める。

(船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部改正)

第百六十二条 船舶区画規程等の一部を改正する省令(昭和五十八年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第四号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(関西国際空港株式会社法施行規則の一部改正)

第百六十二条 関西国際空港株式会社法施行規則(昭和五十九年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
別記様式中「副署」を「副署」に改める。

(港湾運送事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第百六十四条 港湾運送事業法施行規則等の一部を改正する省令(昭和五十九年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

(船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第百六十五条 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第六条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則の一部改正)

第百六十六条 特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則(昭和六十一年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一号様式及び第六号様式中「副署」を「副署」に改める。

(核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令の一部改正)

第百六十七条 核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和六十一年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条を除く)中「総理府令」を「外運搬規則」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二条第一号中「総理府令」を「外運搬規則」に、「総理府令第十一号」を「外運搬規則第十一号」に改め、同条第三号中「総理府令第三条第一項第三号」を「外運搬規則第三条第一項第三号」に改める。

別記様式中「副署」を「副署」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第百六十八条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十四条の二第一号口の表中「命令」を「国土交通省令」に改める。

附則第十四条、別表第一備考七、別表第三備考、別表第五備考五、別表第五の三備考七、別表第八備考、別表第八の二備考二及び別表第十備考三中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別記様式中「副署」を「副署」に改める。

(鉄道事業会計規則の一部改正)

第百六十九条 鉄道事業会計規則(昭和六十二年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道事業等報告規則の一部改正)

第百七十条 鉄道事業等報告規則(昭和六十二年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道施設等検査規則の一部改正)

第百七十一条 鉄道施設等検査規則(昭和六十二年運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

(鉄道事業等監査規則の一部改正)

第百七十二条 鉄道事業等監査規則(昭和六十二年運輸省令第十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。